

令和4年度 第五回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和4年9月6日（火）

1 開 会

2 議 題

(1) 参考人意見聴取

(2) その他

3 閉 会

令和4年度 第五回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和4年9月6日 (火)

- No.1 茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文 … P301
- No.2 茨城県最低賃金改正決定記者発表資料 … P302

道路の区域

Table with columns: 区, 変更前, 敷地の幅員, 延長, 備考. Includes data for various road sections with measurements in meters.

四 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十号 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 区, 変更前, 敷地の幅員, 延長, 備考. Includes data for road sections.

四 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第九十一号 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。 令和四年九月一日 中部地方整備局長 稲田 雅裕

○近畿地方整備局告示第百四十四号 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。 令和四年九月一日 近畿地方整備局長 渡辺 学

Table with columns: 区, 変更前, 敷地の幅員, 延長, 備考. Includes data for road sections.

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理職 松野 博一 外務大臣 松野 博一 外務大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く ○環境大臣臨時代理 秋葉 賢也

カジノ管理委員会

（外務省大臣官房）外務事務官 梶原 徹 内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課国際室長）の併任を解除する（八月二十六日） （外務省大臣官房）外務事務官 下荒磯 誠 内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課国際室長）に併任する（九月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、キルギスの独立記念日につき、八月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。 天皇陛下は、トリニダード・トバゴの独立記念日につき、八月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示 宮城労働局最低賃金公示第1号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。 令和4年9月1日 宮城労働局長 小林 健 第4号中「1時間853円」を「1時間883円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第1号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。 令和4年9月1日 秋田労働局長 川口 秀人 第4号中「1時間822円」を「1時間853円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第1号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。 令和4年9月1日 茨城労働局長 下角 圭司 第4号中「1時間879円」を「1時間911円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第1号 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。 令和4年9月1日 栃木労働局長 藤浪 竜哉 第4号中「1時間882円」を「1時間913円」に改める。

茨城労働局発表  
令和4年9月1日(木)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	荻野 辰昭			
	室長補佐	中島 孝紀			
	電話	029-224-6216			

## 茨城県最低賃金は10月1日から時間額911円に — 引上げ額は32円 —

茨城労働局長は、令和4年10月1日から茨城県最低賃金を32円引上げ、時間額911円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 茨城県最低賃金の改正については、本年7月1日、茨城労働局長（下角 圭司）から茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）に諮問を行いました。  
同審議会は、審議の結果、8月5日、現行の時間額879円を32円引き上げて（引上率3.64%）、911円に改正することが適当である旨の答申を行いました。  
これを受けて茨城労働局長は、令和4年10月1日から茨城県最低賃金を32円引き上げ、時間額911円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。
- 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。  
また、中小企業や小規模事業者における最低賃金の引上げに関連する各種助成金の活用や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています（※）。  
※支援措置についての問合せ先

茨城労働局雇用環境・均等室 029-277-8294

(参考)

### 茨城県最低賃金の改正額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金改定額	822円	849円	851円	879円	911円
対前年度引上率	3.27%	3.28%	0.24%	3.29%	3.64%
対前年度引上額	26円	27円	2円	28円	32円